

# 学校危機管理計画（学校防災計画）

（令和7年1月改訂）



東京都立水元特別支援学校

令和7年度

# 学校危機管理計画（学校防災計画）

## 1 学校危機管理計画の基本方針

## 2 事前対策

- (1) 危機管理組織の設置と教職員の役割
- (2) 教職員の参集体制
- (3) 施設設備の点検・整備
- (4) 災害用備品の点検整備
- (5) 避難経路・避難場所、広域避難場所
- (6) 通学路安全点検
- (7) 情報連絡体制
- (8) 防災教育・防災（避難）訓練
- (9) 教職員研修

## 3 発生時の対応

- (1) 発生時の対応
- (2) 児童・生徒の保護体制
- (3) 安否情報、被害情報の収集・把握
- (4) 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応
- (5) 帰宅支援ステーション及び避難所としての対応

## 4 事後対策（教育活動の再開に向けて）

- (1) 授業再開の準備
- (2) 応急教育計画の作成

## 5 その他の危機管理

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアル
- (2) 事故発生時の対応
  - ・ 怪我・急病（管理下）アレルギー対応を含む。
  - ・ 迷子・行方不明時（指導中）
  - ・ 迷子・行方不明時（夜間・休日）
  - ・ 迷子・行方不明時（校外学習・移動教室等）
  - ・ 緊急時対応（スクールバス運行時）
- (3) Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応

## 6 資料

- ・「避難訓練計画」
- ・「消防設備・避難経路・校舎平面図」
- ・「非常用災害備蓄品在庫状況」
- ・「セルフケアセット収納品リスト」
- ・「保健室よりの確認事項」（以上校務ハンドブックより）等
- ・特別非常配備態勢職員名簿

# 学校危機管理計画（学校防災計画）

## 1 学校危機管理計画の基本方針

- 学校の施設設備の点検・整備を行い、児童・生徒の学校生活等における危険を速やかに発見し除去する体制を整える。
- 児童・生徒が災害から自らの生命を守るのに必要な事項について理解を深め安全な行動を取る能力や態度を育てるよう計画的指導を行う体制を整える。
- 災害が発生した場合、児童・生徒の避難誘導や学校が避難所となる場合の対応を含め適切な緊急措置を講じることができる体制を整える。
- 地域の実情や特別支援学校の障害種別等学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の運営支援及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者等に周知徹底する。

## 2 事前対策

### （1）危機管理組織の設置と教職員の役割

#### ①学校災害対策本部組織

地震等の災害が発生した際、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置し、役割分担に従い災害応急活動を行う。また、状況に応じて人手が足りないときにはその代わりに担う等臨機応援に対応する。

#### ②構成

校長を委員長として副校長、経営企画室長、各主幹教諭、学部主任、養護教諭、生活指導部で構成する。委員長が必要と認めた時に招集する。

#### ③学校防災委員会

平常時の防災組織として以下の役割を担う。

- 1) 学校危機管理計画の作成
- 2) 危機管理対策指針の決定
- 3) 避難所運営の支援計画の作成
- 4) 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
- 5) 防災市民組織との連絡調整

#### ④教職員の役割（一覧表）

## (2) 教職員の参集体制

### ①非常配備態勢

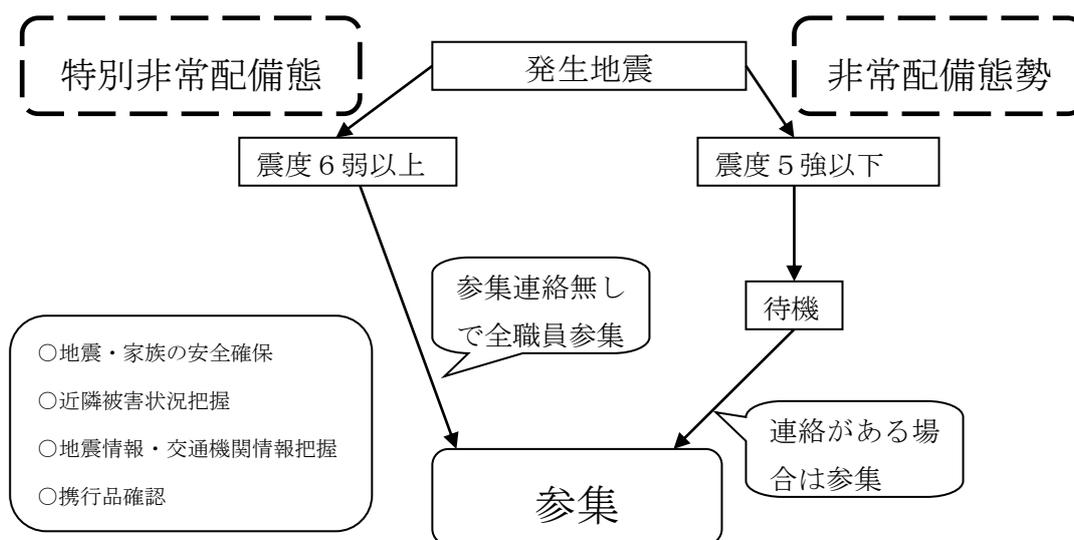
勤務時間内に震度6弱以上の地震が、島しょを除く東京都内の1つ以上の区市町村において観測されたときは、全職員が応急対策業務に従事する。

- ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- ・風水害、火山災害 大規模事故等

### ②特別非常配備態勢（自動発令）

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上が島しょを除く東京都内の1つ以上の区市町村において発生したと

- ・全職員の一斉参集は、自宅及び家族の安全を確認した上、所属校に参集し、応急業務に従事する。



## (3) 施設設備の点検・整備

### ①日常点検・整備

教材の落下防止、安全避難経路の確保（ドアの開閉、障害物の有無）等教室や特別教室等学習環境の安全点検、整備を行う。

### ②（安全指導日による毎月点検・整備）

安全点検表に沿って普通教室、特別教室等学習環境の安全点検を行う。

### ③定期点検・整備

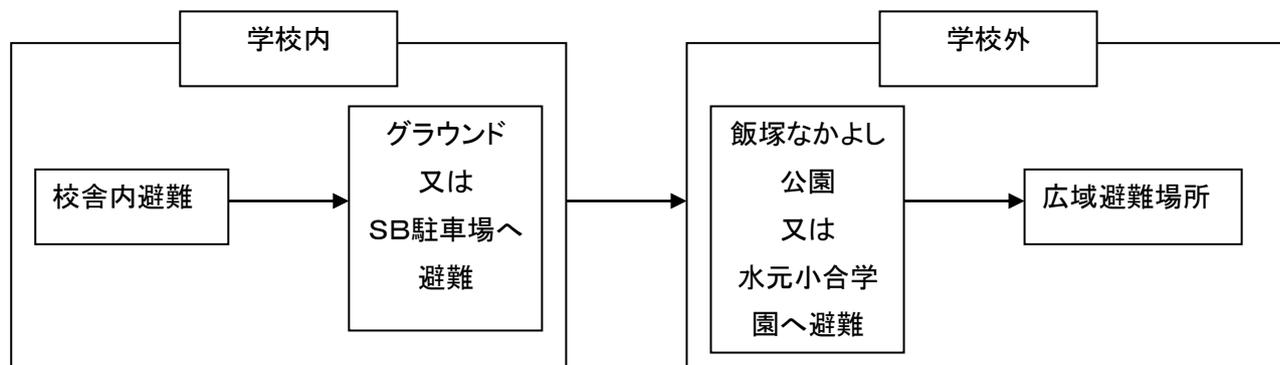
備品等転倒落下防止、ガラスの飛散防止、危険物の保管状況や消火器消火栓や消火ポンプなどの設備点検等を行う。また建物の耐震性の改善やヘリサインの設置準備など屋内外の安全対策に取り組む。

## (4) 災害用備品の点検整備

食糧、毛布、飲料水及びセルフケアセット等備蓄品について一覧表を作成し、所定の倉庫に保管、定期的に点検をし、全体周知を図る。また、消火器・消火栓等の配置図や避難経路図を作成し、災害時に活用できるようにする。水害を想定し、災害用備品は2階の備蓄倉庫、視聴覚準備室で管理する。

## (5) 避難経路・避難場所、広域避難場所

児童・生徒の避難誘導に当たっては、教職員は児童生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し最善の避難ルートを選択する。



(第1避難場所) SB駐車場 (第2避難場所) 飯塚なかよし公園

(第3避難場所) 水元小合学園

(広域避難場所) 水元公園

## (6) 通学路安全点検

登下校時に発災した場合に備え、家庭で自宅から利用スクールバス停留所や最寄りの駅等までの安全マップを作成し、通学路の危険箇所や避難場所等について学校と情報の共有をする。また、児童・生徒が、登下校時に発災した場合の身の安全を図る方策について、家庭において十分話し合うよう保護者に理解を求める。

一人通学の児童生徒については、担任が登下校指導を行いながら実際のルートや周囲の状況を確認しておく。

## (7) 情報連絡体制

①学校危機管理担当者（学校から5Km以内又は学校近辺に居住する職員の中から指定）

夜間・休日等の災害発生時にはいち早く学校に参集して、関係機関、保護者等との緊急連絡に当たる。

②地域緊急連絡員（学校運営連絡協議会、防災市民組織又は自治会等と協議し選出）

学校危機管理担当者と共に、都立学校の初期危機管理活動を支援する。また、学校教職員・区市町村職員に協力して、情報収集及び緊急連絡等に当たる。

③（学校と教育委員会）連絡手段・方法として TAIMS、災害時等緊急連絡システム、災害時優先電話を活用する。

④児童・生徒の安否確認、方法

災害発生時に児童・生徒の安否を迅速に確認すること及び各家庭と連絡を取り合う方法として、クラッシー、電話、災害用伝言ダイヤルや学校 HP 等を活用する。また引き渡しカードには第一連絡先だけでなく複数の連絡先について把握し、より確実に連絡がとれるように工夫するとともに保護者への周知徹底を図る。また、災害時の対応についてマニュアルを配布し災害時や警戒宣言発令時における避難場所や引き渡し場所、引渡しに関するルール等を周知する。

- ⑤一人通学時に発災した場合に、自ら安全な場所に避難できるように指導の工夫をする。また周囲の人に助けを求めることができるようヘルプカードの準備を行う。

**【災害用伝言ダイヤル(171)「声の伝言板」利用方法】**

◎伝言の録音方法

操作① 「171」にダイヤルする。

操作② 「1」をダイヤルする。

操作③ 確認したい電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音する。

◎伝言の再生方法

操作① 「171」にダイヤルする。

操作② ガイダンスに従い「2」をダイヤルする。

操作③ 確認したい電話番号をダイヤルし、伝言を聞く。

**(8) 防災教育・防災（避難）訓練**

- ①安全教育年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に合わせて各教科、特別活動、学校生活全般を通じて実施する。
- ②避難訓練については、年間計画に基づいて実施する。実施に当たっては様々な災害を想定し、児童・生徒がいろいろな場面に対応し安全に避難できる態度や能力を身に付けられるようにする。
- ③各学年、学級で防災教育副読本「地震と安全」「3・11を忘れない」を活用した指導を行う。

**(9) 教職員研修**

教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力等を高めるため、教職員の危機管理に関する研修（不審者対応訓練・消火器訓練・救急救命研修・引き取り引き渡し訓練等）を行う。

**3 発生時の対応**

**(1) 発生時の対応**

|             |  |
|-------------|--|
| (1) 地震時の行動  | <p>◎地震だ！まず身の安全を最優先に。</p> <p>◎頭を守る。</p> <p>◎テーブル机の下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せる。</p>   |
| (2) 地震直後の行動 | <p>○児童・生徒の安否確認（出席者、欠席者、未確認者）</p> <p>○教職員の安否確認</p> <p>○火の元確認、初期消火</p> <p>○窓や戸を開けて屋外への避難出入り口を確保する。</p> <p>○靴を履く。</p> <p>○あわてない。飛び出さない。</p> |
| (3) 地震後の行動  | <p><b>【避難行動】</b></p> <p>○防災頭巾、ヘルメット、かばん等で頭部を保護するよう指示する。</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
|                           | <p>○「おかしも」の合言葉を守って行動する。</p> <p>○できるだけ広い場所に避難。窓、門、塀には近づかない。</p> <p>○津波や高潮の被害が予想される場合は安全な場所（3階等）に避難誘導する。</p> <p>○火災や浸水等学校から離れて避難しなければならないときは一時集合場所や広域避難所へ避難する。</p> <p>○避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。</p> <p><b>【救出・救護】</b></p> <p>○逃げ遅れた児童生徒の救出、怪我等の救護を行う。</p>             |
| (4) 登下校時<br>(スクールバス、一人通学) | ○別紙「災害時の対応」参照  |
| (5) 校外学習 宿泊学習等の安全確保       | <p>○各行事実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある位置地集合場所、広域避難場所、避難所の確認を確実にを行う。</p> <p>○災害時における児童生徒の安全確保対策について実施計画に記載しあらかじめ教職員の共通理解を図るとともに、保護者への周知を図る。</p> <p>○教職員は、児童・生徒等の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。必要に応じて、応援教職員の派遣を要請する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童・生徒等に不安を抱かせないようにするなど配慮する。</p> |

※役割分担を基本としながらも災害発生時は、目前にある緊急事態を最優先とする等ときと場合に  
 応じた行動をとり児童・生徒の安全確保に万全を期す。

## (2) 児童・生徒の保護体制

- ①原則として、大きな災害発生時に、保護者が勤務先での一斉帰宅抑制指示等により、児童・生徒の引き取りができない場合、校内にいた児童・生徒は、学校内で安全に保護する。
- ②鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで学校において安全を確保する。ただし保護者と連絡が付いた場合においては、通学路の安全確認等を総合的に判断して帰宅を可能とする。
- ③帰宅困難な児童生徒については、校内の安全な場所に待機させ、人数把握、安全管理、健康管理を行う。その際は近隣からの避難民、帰宅困難者とスペースや動線を分ける。
- ④災害用食糧、飲料水、毛布、セーフティマット、災害トイレ等を備蓄し活用する。またさらに、災害時対応に必要な物品について検討する。
- ⑤保護者への安否確認手段を複数用意し学校と保護者の連絡手段を確保すると共にあらかじめ周知する
- ⑥引渡し方法には、引き取りカード、入校証及び引き取り証を利用し管理に万全を期す。

### (3) 安否情報、被害情報の収集・把握

引き渡しカード等の連絡先に家庭訪問または、電話で児童・生徒保護者の安否状況を把握する。また、緊急メール、電話、HP、災害伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。さらに本人や友人近隣者等の安否を記入できるノートや掲示板を学校に備え安否情報の収集に努める。また、児童・生徒が親戚等に避難する場合は保護者に対し早めに何らかの手段で学校に連絡するよう依頼する。校長は、児童・生徒の被災状況を把握し、学校経営支援センターに報告する。

また、あらかじめ総務庁が構築した「全国避難者情報システム」について周知しておく。

### (4) 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

- ①管理職はメールで教育庁からの連絡内容を全教職員に周知する。
- ②教職員は、自主的に学校へ状況を報告する。
- ③担任は児童・生徒の安否を確認し報告する。
- ④教職員は校内点検、被害状況の把握、ライフラインの確認、保護者・教職員の安否確認を行う。
- ⑤管理職は教育庁、関係機関との連絡、今後の対応協議を行う。

### (5) 帰宅支援ステーション及び避難所としての対応

- ①帰宅支援ステーションとして1階第一プレールームを提供する。
- ②区市町村より要請があった場合避難所として開設する。
- ③支援活動として以下の項目を行う。
  - ・指定広域避難場所への案内・高齢者や障害者、乳幼児等を対象とした避難所開設・ボランティア受け入れ調整・帰宅困難者支援ステーション物品の組み立て管理・飲料水配布・沿道情報の提供・簡易トイレ設置等

## 4 事後対策（教育活動の再開に向けて）

### (1) 授業再開の準備

授業再開にあたり下記の項目について確認する。また時期の決定について、校長は学校経営支援センターと協議の上学校の実情に応じて決定する。また再開にあたり保護者に対しメールや電話、HP、掲示板等を通じて周知徹底する。

- ①児童・生徒の安否確認及び登校可能な人数把握
- ②勤務可能な教職員把握
- ③施設の被害状況の把握と対応（建物、トイレ、電気・ガス・水道・電話・携帯電話・防災無線・ネット・メール、二次災害防止、普及作業）
- ④普通教室や特別教室等の使用スペースの安全確保、調整
- ⑤使用範囲、立ち入り禁止区域の設定
- ⑥ライフラインの普及状況確認
- ⑦学用品、教科書、教材教具の把握、不足分の手配
- ⑧授業再開の検討
- ⑨スクールバスコース、通学路の安全確保

- ⑩避難者、地域住民との話し合い
- ⑪被災児童生徒の転学対応、心のケアの対応

## (2) 応急教育計画の作成

### ①応急教育計画の作成

校長は、東京都教育委員会及び関係機関との十分な連携の元に、応急教育計画を作成する。

### ②応急教育計画作成の前提条件

- 1) 学校施設・設備の被災状況
- 2) 教職員及び児童生徒の被災状況
- 3) 交通機関及び幹線道路等の普及状況

### ③応急教育計画

- 1) 平常授業・・・上記①②③の状況が軽微であり、普及が進んでいる場合。
- 2) 二部授業・・・学校の施設・設備の被災が大きいかまたは教職員の被災が大きく平常時と同様の授業が行えない場合。
- 3) 休校・・・上記②③の状況が悪く、平常時と同様の教育活動が行えない場合。